

いつまでも、住み慣れた地域で、安心して暮らしたい。
そんな願いを叶えるために・・・

ご存じですか？ 「成年後見制度」

「今後も安心して暮らしたい」そんな願いを叶えてくれるのが、この「成年後見制度」です。

皆さんも一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。この「成年後見制度」について理解することは、今後の自分・大切な人の未来を考える上で、とても重要です。

自分自身はもちろん、周りにこの制度を必要としている人がいないか、これを機に考えてみてください。

問合せ 役場高齢者支援課 高齢者福祉係 ☎295-2112 内線125

役場福祉課 障害福祉係 ☎295-2112 内線113

「成年後見制度」って何のためにあるの？

成年後見人等が財産管理や法律行為を支援することで、判断能力が不十分な人の権利や財産を守り、保護します。

悪質商法の被害から財産を守ったり、施設入所の契約などにも有効です。

最近よく聞く「成年後見制度」って？

「成年後見制度」は、認知症・知的障害・精神障害などで、ものごとを決めることが難しくなったり、正しい判断ができなくなったときに、財産管理や契約などを成年後見人等が本人に代わって行う制度です。

成年後見制度

法定後見制度

本人の判断力がすでに不十分



補助

判断能力が
不十分な人



保佐

判断能力が著し
く不十分な人



後見

判断能力が欠け
ているのが通常
の状態の人

任意後見制度

本人にまだ十分な判断能力がある



ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見人契約)で決めておく制度。

「成年後見制度」の利用方法は？

「成年後見制度」を利用するには、家庭裁判所に審判の申し立てを行います。申し立てができるのは、原則として配偶者・親・子・きょうだい等4親等以内の親族に限られます。

※任意後見・法定後見それぞれ手続きの内容が異なりますので、詳しくは、お問い合わせいただくか、町ホームページや裁判所のホームページ（後見ポータルサイト）をご覧ください。

どんな人が後見人等になるの？

誰が後見人等になるかは、家庭裁判所が本人の状況を総合的に判断して選任します。



後見人等ができること、できないこと

後見人等は、すべての行為ができるわけではありません。基本的に、法律に関することはできますが、婚姻・離婚等の身分に関する行為や日常生活の直接的な支援はできません。

できること

基本的には法律行為に関すること



預貯金や年金の管理、相続に関すること、不動産に関すること、訴訟に関すること、入院や入所、介護サービス等の手続きに関することなど

できないこと

身元保証人となることや本人の手術や延命治療に関する同意、婚姻・離婚等に関する同意や取消など



調理や入浴支援、病院の送迎、買い物代行などの直接的な介護行為は行いません

「成年後見制度」についてもっと知りたい！

役場の高齢者支援課や福祉課の窓口でお話しをお伺いします。また、専門職団体でも相談窓口を設けています。

団体名	電話番号	受付時間	住所
高齢者・障害者権利擁護センター 「しんらい」 (埼玉弁護士会)	☎048-865-5770	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前10時～正午、午後1時～4時	さいたま市浦和区 ^{たかさご} 高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート埼玉支部	☎048-845-8551	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前10時～午後4時	さいたま市浦和区高砂3-16-58 (埼玉司法書士会内)
埼玉司法書士会	☎048-838-7472 (面談予約)	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前10時～午後4時	さいたま市浦和区高砂3-16-58 (埼玉司法書士会内)
	☎048-838-1889 (電話相談)	火曜日（祝祭日を除く） 午後1時～4時	
公益社団法人埼玉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ埼玉	☎048-857-1717	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時30分～午後4時30分	さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島103号
		土曜日（祝祭日を除く） 午前10時～午後1時※相談専門	